

## 八雲町学校給食センター 運営委員会委員

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、八雲町教育委員会の諮問機関として設置され、学校給食の実施計画、衛生管理などを協議する委員会です。

【公募人数】 2名以内

【応募資格】

- 次のいずれにも該当する方
  - ・町内在住で、10月1日現在で満20歳以上の方
  - ・国または地方公共団体の職員（八雲町職員であった方を含む）以外の方
- 【任期】 1年間（10月1日～令和4年9月30日）

【報酬】

日額6,000円（八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例による）

【開催回数】 年2回程度

【選考方法】

応募者が公募人数を上回る場合は、抽選により決定します。

【公募期限】

8月31日（火）

※平日のみ受付

【応募方法】

電話または窓口にお越しください。

※申し込み後、応募用紙を提出

【申込・問い合わせ先】

学校給食センター  
☎0137-62-2801

## 八雲町社会教育委員

社会教育法に基づき設置されている八雲町社会教育委員について、広く町民の意見を取り入れるため、次のとおり委員の一部を公募します。なお、社会教育委員委嘱期間中は、八雲町公民館運営審議会委員を合わせて委嘱されます。

【公募人数】 2名以内

【応募資格】 次のいずれにも該当する方

- ・国または地方公共団体の職員（八雲町の職員であった方を含む）以外の方
  - ・町内在住で10月1日現在、満20歳以上の方
  - ・社会教育に関心を持ち、具体的な活動をされている方
- 【任期】 2年間（10月1日～令和5年9月30日）

【報酬】

日額6,000円（八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例による）

【開催回数】 年4回程度

【公募期限】

8月31日（火）

※平日のみ受付

【応募方法】

左記まで電話にてお申し込みください（申し込み後、別に定める応募書を提出いただきます）。

【選考方法】

応募者が公募人数を上回る場合は、選考により決定します。

【申込・問い合わせ先】

社会教育課  
☎0137-63-3131

## 八雲町育成牧場運営協議会委員

「八雲町育成牧場運営協議会条例」に基づき設置されている八雲町育成牧場運営委員について、町民の行政参加推進を図るため、次のとおり委員の一部を公募します。

【公募人数】 2名

【応募資格】

町内に在住し、酪農・畜産に関心のある10月1日時点で満20歳以上の方

【任期】 2年間（10月1日～令和5年9月30日）

【報酬】

日額6,000円（八雲町

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例による）

【開催回数】 年2回

【選考方法】

応募者が公募人数を上回る場合は、抽選により決定します。

【公募期限】

8月31日（火）

【応募方法】

住所・氏名・生年月日・電話番号をお知らせください（申し込み後、別に定める履歴書を提出して頂きます）。

【申込・問い合わせ先】

農林課農業振興係  
☎0137-62-2203

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当現況届の提出について

【児童扶養手当】

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定の障がいのある児童）を養育する家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として

支給される手当です。障害年金受給者の配偶者も該当になることがあります。

◇現況届の提出について

郵送された書類を確認し、8月31日（火）までに現況届を提出してください。

提出が遅れた場合は1月の支給日に手当を受け取ることができません。

【特別児童扶養手当】

精神または身体に一定の障がいがある20歳未満の児童を、家庭において養育している方へ支給される手当です。

◇所得状況届の提出について

郵送された書類を確認し、8月12日（木）～9月13日（月）の間に所得状況届を提出してください。

提出が遅れた場合は11月の支給日に手当を受け取ることができません。

【その他】

各制度の詳しい内容については、町HPまたは窓口までお問い合わせください。

【提出先窓口】

- ・住民生活課児童係
- ・熊石総合支所住民サービス課
- ・落部支所

【問い合わせ先】

住民生活課児童係  
☎0137-62-2112